

国王尚清の、皇帝の旨を知り、都通事蔡朝慶等を遣わす執照

(一五四二、九、一七)

琉球国中山王尚清、明旨<sup>①</sup>を側聞して以て遠望を慰むる事の為にす。

今、特に都通事・使者等の官の蔡朝慶等を遣わし、夷梢<sup>②</sup>一百三十名を帶領して宙字号海船一隻に坐駕して前来せしむ。所<sup>③</sup>抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、黄字四十五号半印勘合執照を給して都通事蔡朝慶等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘<sup>④</sup>の去処<sup>⑤</sup>及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅慢して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

都通事一員 蔡朝慶

使者二員 吳羅 宋庇 人伴七名

管船火長・直庫二名 林華<sup>③</sup> 尤奇

梢水共に一百二十一名

嘉靖二十一年(一五四二) 九月十七日

右の執照は都通事蔡朝慶等に付し、此れに准ぜしむ

明旨を側聞して以て  
遠望を慰むる事の為にす 執照

注 (1) 明旨 『明実録』嘉靖二十一年五月庚子の条に記事がある。

琉球に密航した漳州の陳貴らを琉球が送還したことに關するもので、陳貴らの処罰のほか、福建布政司を通じて琉球国を厳しく戒めるよう命じている。

(2) 蔡朝慶 一五二一—一五六〇年。屋良通事親雲上。久米村蔡氏(儀間家)七世。暹羅などへ四回、明へ三回渡航した(『家譜(二)』二五五頁)。

(3) 林華 生没年不詳。久米村林氏(名嘉山家)四世。火長として明への渡航が十七回を数える(『家譜(二)』一九九頁)。

## 1-30-02

国王尚清の、進貢のため正議大夫陳賦等を遣わす執照

(一五四三、二、一)

琉球国中山王尚清、進貢等の事の為にす。

今、特に正議大夫陳賦・使者馬善等を遣わし、表箋文各一通を齎捧せしむ。洪字号海船一隻に坐駕し、馬一十四・硫黄二万斤を装載して京に赴き進貢す。所<sup>③</sup>抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、黄字四十七号半印勘合執照を給して存留在船都通事金昇等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘<sup>④</sup>の去処<sup>⑤</sup>及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅慢して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至

るべき者なり。

今開す<sup>しよ</sup> 赴京の

正議大夫一員 陳賦

使者一員 馬善

通事一員 陳繼榮<sup>じ</sup>

人伴一十四名

存留在船使者二員 王金 鄔刺瑞

存留在船都通事一員 金昇

人伴一十名

管船火長・直庫二名 陳繼章<sup>じ</sup> 馬徳

梢水共に一百三十一名

嘉靖二十二年（一五四三）二月初一日

右の執照は都通事金昇等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の  
事の為にす 執照

注\*この進貢については『明実録』嘉靖二十二年十一月丙辰の条に記  
事がある。

(1) 陳繼榮 生没年不詳。久米村陳氏（仲本家）六世（『家譜（二）』  
四八八頁）。

(2) 陳繼章 生没年不詳。久米村陳氏（仲本家）六世。火長や通  
事として明へ三回、暹羅へ二回渡航した（『家譜（二）』四八  
八頁）。

1-30-03

国王尚清の、進貢のため長史梁頭等を遣わす執照

（一五四五、一、一一）

琉球国中山王尚清、進貢等の事の為にす。

今、特に長史梁頭・使者馬達刺庇等を遣わし、表箋文各一通を  
齎捧せしむ。仁字号小船一隻に坐駕し、馬八匹・硫黄一万四千斤  
を装載して京に赴き進貢す。所<sup>よ</sup>擲りて今差去する人員は、別に文  
憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除  
外に今、黄字四十九号半印勘合執照を給して存留在船通事蔡廷会  
等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘<sup>とこ</sup>の去処<sup>ところ</sup>及び  
沿海巡哨の官軍の験実<sup>けんじつ</sup>に遇わば、即便に放行し、留難して因つて  
遅慢して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に  
至るべき者なり。

今開す<sup>しよ</sup> 赴京の

長史一員 梁頭

使者一員 馬達刺庇

通事一員 鄭元 人伴十七名

存留在船都通事一員 蔡廷会 従人三名

存留在船使者二員 馬山路 馬普度 従人四名

管船火長・直庫二名 梁明<sup>じ</sup> 馬達志

梢水共に一百六十七名